

誰もが暮らしやすいまちへ

～障害者差別解消法～



平成 28 年 4 月、「障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律」（以下、障害者差別解消法。）が施行されました。この法律は、障害のある人もない人も、互いに、その人らしさを認め合いながら、共に生きる社会をつくることを目指しています。

今回の特集では、障害者差別解消法の基本的な考え方について紹介します。

詳しいことは、福祉課（電話 89 局 2131 番、FAX 89 局 2137 番）へ、お問い合わせください。

豊川市の 障害者手帳所持者数

平成 28 年 4 月 1 日現在

障害者手帳		所持者数(人)
身体障害者手帳	視覚障害	312
	聴覚障害	363
	音声・言語障害	71
	肢体不自由	3,134
	内部障害	2,108
療育手帳		1,412
精神障害者 保健福祉手帳		1,390
合計		8,790

※参考 豊川市の人口 182,685 人

本市における障害者手帳所持者数は市人口の 4.8%（市民の約 20 人に 1 人）を占めています。

障害者差別解消法とは

私たちの社会には、さまざまな障害のある人がいます。これまで、国際的にも、障害のある人の人権を守る取り組みが行われてきました。しかし、これらの取り組みにもかかわらず、障害のある人への人権侵害はなくなりませんでした。

そこで、国際連合において、障害のある人の権利を守るために、平成 18 年、「障害者の権利に関する条約」が採択されました。

わが国でもこの条約を批准するため、さまざまな法の整備を行い、国内におけるルールを作りました。そ

の一つが、「障害者差別解消法」です。障害のある人に対し、具体的に何が差別に当たるのかを判断する物差しとして制定されました。

この法律では、市などの行政機関と会社や店舗などの民間事業者などに対して、障害のある人への「不当な差別的取扱いの禁止」と「合理的配慮の提供」を求めています。なお、「障害のある人」とは、身体障害、知的障害、発達障害を含む精神障害、その他の体の働きや心に障害のある人のことで、障害者手帳を持っていない人も含まれます。

不当な差別的 取扱いの禁止

障害のある人に対して、正当な理由なく、障害を理由として、サービスの提供を拒否したり、制限したり、障害のない人にはつけない条件をつけたりすることを言います。

正当な理由がある場合は、その理由を説明し、理解を得よう努めることがたいせつです。

- 【不当な差別的取扱いの例】**
- ・車いすを利用していることを理由に、入店を断る
 - ・障害を理由にアパートを貸さない

合理的配慮の 提供

障害のある人を、暮らしにくく、生きにくくするもの全てを「社会的障壁」といいます。例えば、道路の段差や音のならない信号、

手話通訳のない講演、障害のある人への偏見などのことです。

合理的配慮とは、障害のある人から、社会的障壁を取り除くことを求められたときに対応することを言います。行政機関には法的義務が、民間事業者などには努力義務が発生し、対応を全く行わないことは、差別に当たります。

また、合理的配慮の提供が、過重な負担に当たると判断した場合は、その理由を説明し、別のやり方を提案することも含め、話し合い、理解を得よう努めることがたいせつです。

なお、的確な合理的配慮を行うためには、想定される配慮を事前に行うことが重要となります。建物の構造を改善したり、職員や従業員に障害の理解を深める研修を行ったりするなど、思いやりの心で自主的に配慮を行えるよう、取り組むことが必要です。

合理的配慮とは

必要な合理的配慮は、障害の特性などによって異なります。障害の種類や程度はさまざまで、外見からは分かりにくい障害もあります。主な障害の特性と合わせ、合理的配慮の例を紹介します。

視覚障害

全く見えない人や見えにくい人がいます。



情報を音声や点字、拡大文字などで伝える

聴覚障害

全く聞こえない人や聞こえにくい人がいます。



手話や筆談などでコミュニケーションをとる

音声・言語障害

声が出ない人やうまく話せない人がいます。



「はい」・「いいえ」で答えられるように問いかける

肢体不自由

体を思うように動かせない人がいます。



簡易スロープなどを使って段差をなくす

内部障害

心臓や呼吸器などに障害があり、環境の影響を受ける人がいます。



携帯電話やタバコの煙などに気をつける

知的障害

複雑な話を理解しにくい人がいます。



絵や図などを使い、分かりやすく説明する

精神障害

落ち込んだり不安に感じたりする人がいます。



不安を感じさせないよう穏やかに対応する

障害者団体の声を聴く

「必要」な支援を



豊川市障害者(児)団体連絡協議会
会長 大高 博嗣さん

障 害のある人も、自分の力を発揮することがたいせつです。障害のある人は、自分でできることに對しての支援を望んでいるわけではなく、できないことに對する必要な支援を望んでいます。

ただ、その必要な支援は、障害のある人の障害の特性の他に、体調や置かれている環境などによって変わります。何が必要であるかを、ぜひ聞いてください。

特性は千差万別



豊川市知的障害者育成会
会長 石井 幸代さん

知 的障害と一口に言っても、その程度は人により異なり、特性や苦手なことも千差万別です。例えば、文章が全てひらがなでないことと読むことができない人はいれば、全てひらがなでは不快に思う人もいます。

まずは、障害のある人に関わっていたとき、特性を知ってもらいたいと思います。その上でその人の特性に応じた必要な配慮をしていただきたいと思います。

障害への正しい理解



豊川精神障がい者家族会むつみ会
会長 高柳 進一さん

精 神障害のある人は、病氣によって、不思議な声や聞きえたり、見えないうものが見えたり、パニックになったりすることがあります。初めて接する人は驚くかもしれませんが、これは病氣の特性であり、十人十色、みんな異なります。

特別視することなく、精神障害について正しく理解し、相手の気持ちに立って、ごく自然に接してほしいと思います。

共生社会のまちへ

障害のある人への配慮の方法は、その人によってさまざまです。目が見えない人は、周りの状況が分からず、困っているときでも、自分からお願ひすることが難しいため、周りの人からの「手伝いましょうか」という声かけがとても助かります。

地域で安心して暮らさくくなります。

市では、障害者差別の解消を地域一体となって進めていくため、平成28年10月に障害者差別解消支援地域協議会を立ち上げました。協議会では、当事者団体や国・県関係機関、福祉関係機関、事業者、学識経験者などと協力し、具体的な取り組みについて協議を進めていきます。

耳が聞きえない人は、声だけの会話の輪に入ることが難しいため、手話で話してくれたり紙に書いて伝えてくれたりすると、とても安心します。こうした手助けや気遣いにより、障害のある人は

障害のある人への差別をなくすためには、一人ひとりが障害について正しく理解し、自分ができることを考え、行動することがたいせつです。お互いの立場に立って考え、行動することが、差別や偏見のないまちにつながります。誰もが暮らしやすい共生社会を目指しましょう。

障害が理由で差別されたときは

業務窓口に、近隣の事業所へ相談してください。

事業所等	電話番号
福祉課	89-2131
豊川市障害者相談支援センター	83-8050
豊川市社協相談支援事業所	85-2157
シンシア豊川	88-7968
メンタルネットとよかわ	56-7332
ホテルの郷	93-3771
愛厚希全の里	93-2375
若竹荘	65-8511

平成27年度決算状況をお知らせします

市では、毎年、皆さんの納めたお金が、どのように使われているの
かを知っていただくため、市の決算状況を公表しています。

詳しいことは、財政課（89-2127）へ、お問い合わせください。
なお、市ホームページでもご覧いただけます。

特別会計

(単位：万円)

会計別	歳入	歳出
豊川西部土地区画整理事業	8億7,480	3億2,163
豊川駅東土地区画整理事業	5億9,220	4億1,465
公共下水道事業	49億5,075	46億9,965
農業集落排水事業	1億365	9,046
公共駐車場事業	9,282	6,992
国民健康保険	202億5,929	197億150
後期高齢者医療	19億7,912	19億6,832
介護保険	121億103	117億6,488
土地取得	3億113	2億9,373
一宮財産区管理事業	136	56
赤坂財産区管理事業	489	289
長沢財産区管理事業	617	224
萩財産区管理事業	1,794	825
合計	412億8,515	393億3,868

企業会計

(単位：万円)

会計区分	収入済額	支出済額	
水道事業	収益的	35億9,199	30億3,472
	資本的	3億2,560	19億8,943
	小計	39億1,759	50億2,415
病院事業	収益的	144億9,558	143億9,116
	資本的	4億17	19億4,862
	小計	148億9,575	163億3,978
合計	188億1,334	213億6,393	



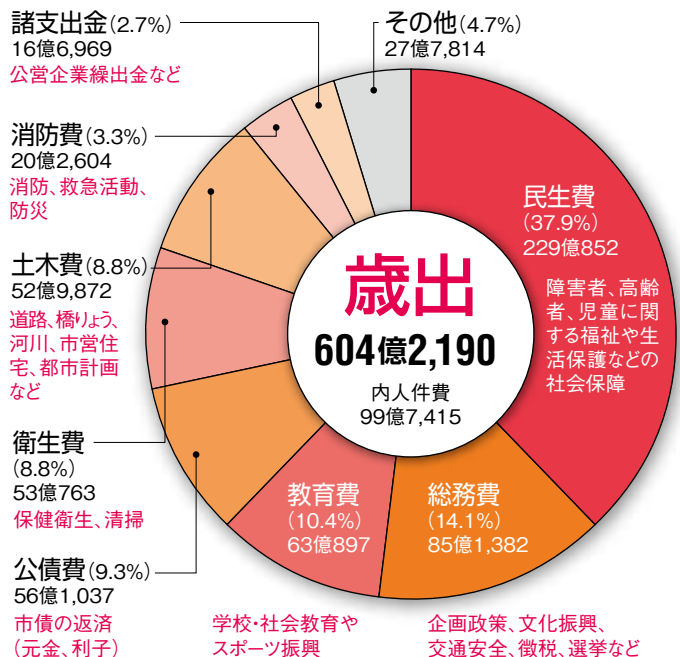
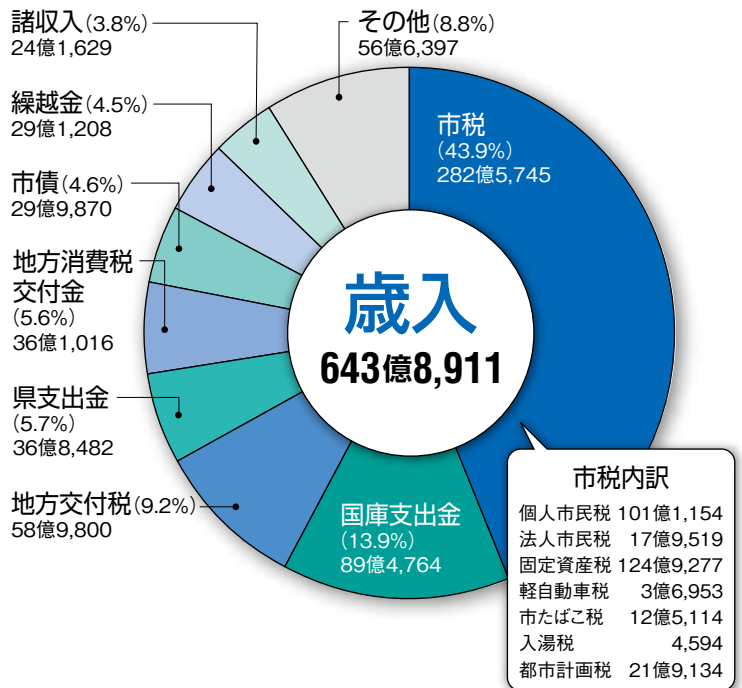
あかさか児童館の改築



東部小学校校舎の改築

一般会計

(単位：万円)



豊川市の家計簿

豊川市の財政状況を分かりやすくするために、平成27年度の市の一般会計決算額を市の人口185,350人（平成28年3月31日現在の住民基本台帳人口）で割り、市民1人当たりの金額に換算して、家計で使う項目に例えてみました。

収入

給料(市税など)	20万3千円
親などからの援助(国・県支出金など)	12万8千円
ローンで購っている額(市債)	1万6千円
合計	34万7千円

家計と市の財政では、お金の使い方も規模も違うため単純に比べられないところもありますが、おおよそこのようになります。



支出

食費(人件費)	5万4千円
医療費(扶助金)	7万4千円
ローン返済(公債費)	3万円
自宅の増築(普通建設事業費・災害復旧費)	3万6千円
自宅の修繕(維持補修費)	4千円
光熱水費(物件費)	4万5千円
お祝い金、町内会費(補助費等)	3万1千円
証券投資(貸付金、投資及び出資金)	5千円
子どもへの仕送り(繰出金)	2万7千円
貯金(積立金)	2万円
来期に支払うお金(翌年度繰越すべき財源)	3千円
繰越金(実質収支額)	1万8千円
合計	34万7千円

財政の健全度

平成27年度決算に係る財政の健全度を表す健全化判断比率と、公営企業の経営健全度を表す資金不足比率は下表のとおりです。いずれの値も基準を下回り、健全であることが分かります。

健全化判断比率の指標

用語解説

●実質赤字比率

一般会計などの実質赤字の比率であり、これが発生している場合は、単年度の収支均衡が図られていない状態を示します。

●連結実質赤字比率

全ての会計の実質赤字の比率であり、これが発生している場合は地方公共団体全体として単年度の収支均衡が図られていない状態を示します。

●実質公債費比率

公債費および公債費に準じた経費の比重を示す比率であり、公債費による財政負担の程度を客観的に表します。

●将来負担比率

地方債残高のほか、一般会計などが将来負担すべき実質的な負債をとらえた比率であり、これが高いほど地方公共団体にとっての将来負担が多いことを示します。

◆健全化判断比率

健全化判断比率における実質赤字比率や連結実質赤字比率など4つの指標のうち、確定値が1つでも早期健全化基準以上である場合には、早期健全化が求められます。

(単位：%)

区分	実質赤字比率	連結実質赤字比率	実質公債費比率	将来負担比率
確定値	(△8.80)	(△38.48)	2.1	(△51.1)
早期健全化基準	11.51	16.51	25.0	350.0
財政再生基準	20.00	30.00	35.0	

※実質赤字額、連結実質赤字額および将来負担額がないため、「-」と表示しています
※()内は参考として黒字の比率を△表記しています

◆資金不足比率

資金不足比率とは、事業ごとの資金の不足額が、料金収入などに対してどの程度の比率になるかを示します。確定値が経営健全化基準以上である場合には、早期健全化が求められます。

(単位：%)

特別会計などの名称	豊川西部土地区画整理事業	豊川駅東土地区画整理事業	公共下水道事業	農業集落排水事業	水道事業	病院事業
確定値	-	-	-	-	-	-
経営健全化基準	20.0					

※資金不足額がない会計は、「-」で表示しています